

# 4月から介護保険制度が変わります！

市民の皆様を支えられて、身近な制度として定着した介護保険。今回の見直しで、被保険者の方々にいつまでもいきいきと暮らしていただくための、より適切な支援を提供する仕組みが整備されました。

## 要介護の区分が変わります

要支援・要介護1と認定されていた方で状態の改善の可能性が高い方は、要支援1・要支援2と認定され、介護予防のためのサービスが提供されます

現行	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4月から	非該当	要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5



### 非該当の人

必要と認められれば、地域包括支援センターの行う介護予防サービス(地域支援事業)などが利用できます。



### 支援が必要とされる人

介護予防を目的とした「新予防給付」のサービスが提供されます。



### 介護が必要とされる人

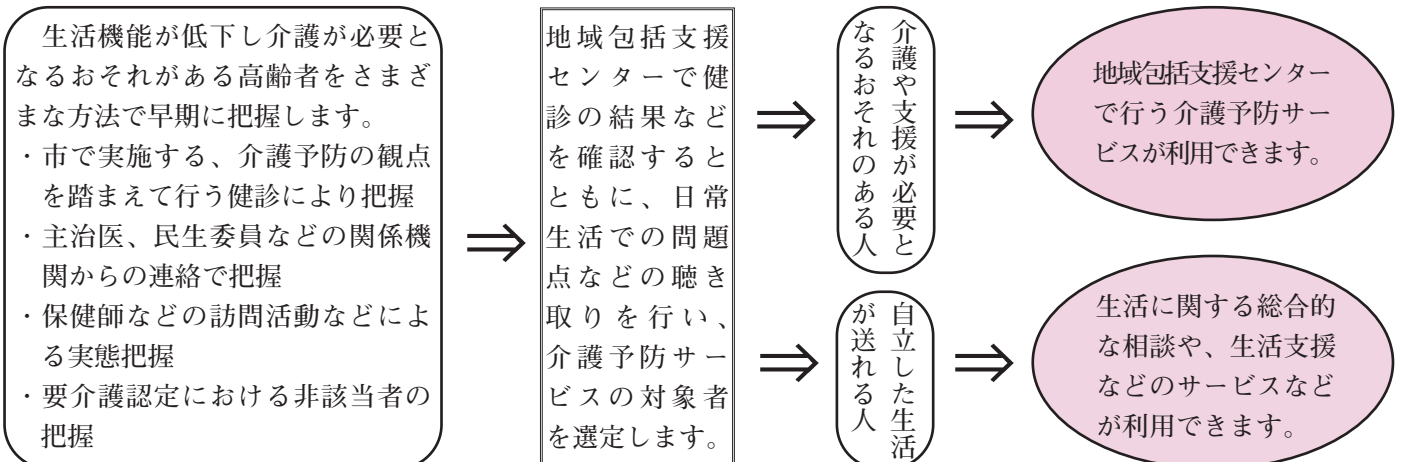
「介護給付」のサービスが提供されます。



従来の訪問介護、通所介護などのサービスが「介護予防〇〇〇〇」という名称になり、内容や提供方法も介護予防の視点からのものになります。また、筋力向上、栄養改善、口腔ケアなどの新しいサービスもはじまります。

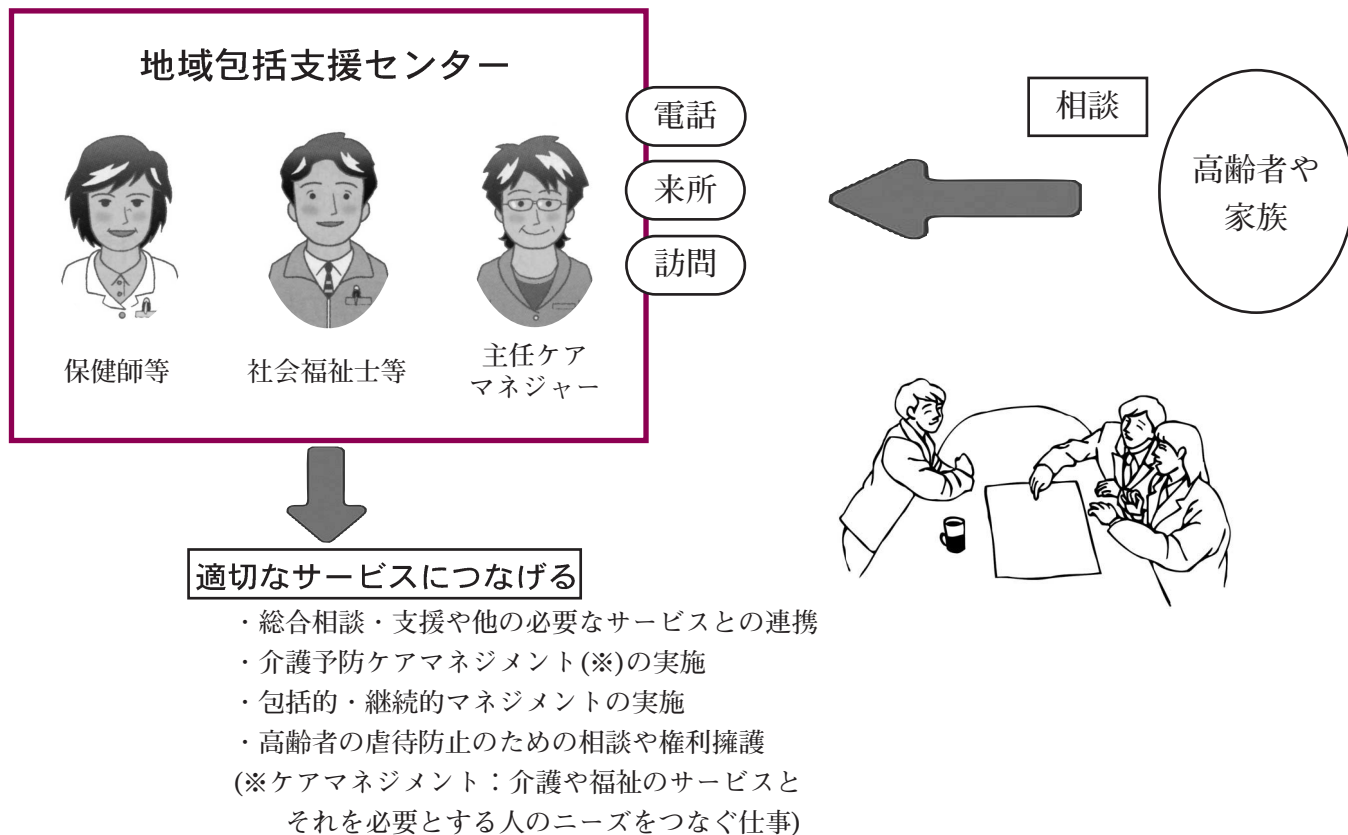
## 市が行う介護予防事業(地域支援事業)とは？

生活機能が低下していて、介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者に対して介護予防サービスを提供します。また、一般の高齢者にも健康づくりや生活支援などのサービスを提供します。

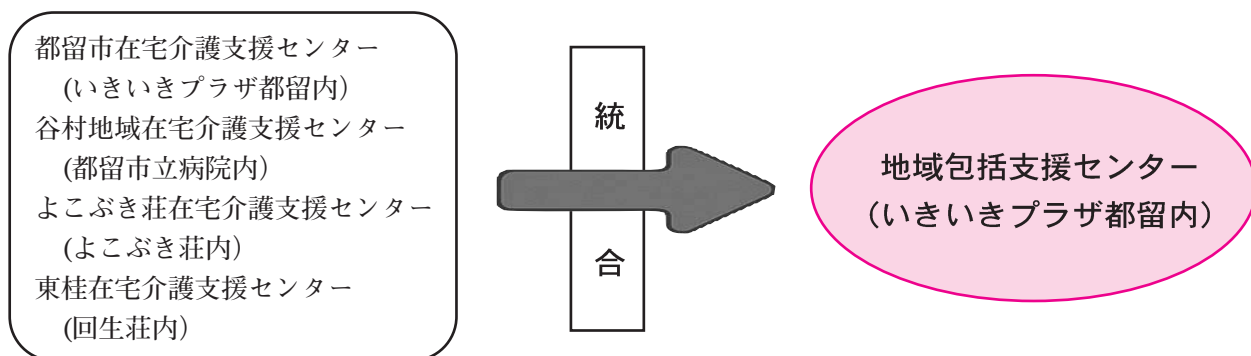


## 地域包括支援センターとはどんなところ？

住み慣れた地域の中で、相談を受け付けたり、高齢者を見守ったり、心身の状態に合わせた支援を提供する、総合的なサービス拠点です。保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの職員が、専門性を生かした総合的な支援を行います。



これにより4月から、市内4ヵ所で要介護高齢者などの相談窓口業務を行ってきた在宅介護支援センターが、いきいきプラザ都留内の地域包括支援センターに統合され、高齢者の相談窓口が一本化されますのでご相談は地域包括支援センターをお願いします。



問合先 いきいきプラザ都留内  
健康推進課 介護保険担当  
☎(46)5111

## 介護保険証の一斉更新を実施します！

- 介護保険証(緑色)は、65歳になりますと市から郵送されますが、有効期限により更新が必要な場合があります。
- 現在、要介護認定を受けていない方で、保険証表面の有効期限の欄が「平成18年3月31日」となっている方には、3月末までに市から新しい保険証が送られますのでご注意ください。  
(既に要介護認定を受けている方は、原則保険証の更新の必要はありませんが、認定期間が24ヵ月となっている方などの中には更新の必要があるため、新しい保険証が送られます。)